

この度、EU理事会はシェンゲン国境規則の改正を採択しました。これによりシェンゲン域内での短期滞在期間の計算方法等が変更となる予定（後注参照）ですので、お知らせ致します。

日本ーリトアニア間には、一般査証免除取極が結ばれているため、観光や知人訪問等を目的とする短期滞在（90日以内）については、査証を取得する必要はありません。

一方、リトアニアはシェンゲン協定に加盟しています。よって、リトアニアを含めたシェンゲン加盟国に入国した日から短期滞在期間が計算されますが、この度、EU理事会はシェンゲン国境規則の改正を採択し、シェンゲン域内での短期滞在期間の計算方法等が変更となる予定です。

今般の改正で変更となる主な内容は以下のとおりですのでご注意ください致します。

□ シェンゲン域内での短期滞在期間の計算方法

「あらゆる180日の期間内で最大90日間」と改正

（従来：「最初の入国日から6ヶ月のうち最大3ヶ月」）

この改正により過去180日以内の滞在日数はすべて短期滞在の期間として算入されることとなります。

（改正前の規則では、最初の入国日から6ヶ月経過した時点で滞在日数の加算が中断し、その後に入国した場合はその日を1日目として計算を再開することとされていました。すなわち、1日滞在してすぐに出国した者が、90日の間を開けて再入国し、89日滞在して出国した場合、その2日後に再入国すればさらに90日の滞在が認められることとなっていました。これに対して、改正規則の下では、上記の事例で3度目の入国時の滞在期間は1日となります。）

従来	1日滞在	90日間出国	89日間滞在	1日出国	出国し2日後に入国し 90日間滞在可
改正後	1日滞在	90日間出国	89日間滞在	1日出国	1日滞在可

□ 渡航文書（パスポート）の残存有効期間

短期滞在査証免除の対象者についても旅券の有効期間が出国予定日から3ヶ月以上残っていることが必要となります（従来：このような要件は、短期滞在査証の取得時にのみ求められていました）。

□ 査証免除対象者の専用レーン

空港等の出入国手続に際し、従来の「EU、EEA市民」と「すべてのパスポート所持者」という2つのレーンに加え、「査証免除対象者」のためのレーンを新たに設けることになりました。

注：改正規則は、7月19日から発効予定です。ただし、「シェンゲン域内での短期滞在期間の計算方法」に関しては、10月18日に発効予定となっています。

シェンゲン協定の詳細につきましては、外務省ホームページの渡航関連情報のビザ（査証）の『長期間欧州諸国を訪問する方へ』を御参照ください（今後本件につき掲載予定）。